

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の種別及びその定義について、電波法施行規則（第4条）の規定に沿って述べたものである内。□□□□に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- 海岸局 船舶局又は □ A □ と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- 基地局 □ B □ との通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため陸上に開設する移動しない無線局（陸上移動中継局を除く。）をいう。
- 船舶局 船舶の無線局のうち、無線設備が □ C □ のみのもの以外のものをいう。
- 航空局 航空機局と通信を行うため陸上に開設する □ D □ （船舶に開設するものを含む。）をいう。

	A	B	C	D
1	遭難自動通報局	陸上移動局	遭難自動通報設備又はレーダー	移動中の運用を目的としない無線局
2	遭難自動通報局	陸上移動局又は携帯局	レーダー	無線局
3	船舶地球局	陸上移動局	レーダー	移動中の運用を目的としない無線局
4	船舶地球局	陸上移動局又は携帯局	遭難自動通報設備又はレーダー	無線局

A - 2 次の記述は、免許の有効期間及び再免許の申請について、電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許の有効期間は、免許の日から起算して □ A □ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、の本文の規定にかかわらず、10年とする。

船舶安全法第4条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の船舶の船舶局（「義務船舶局」という。）及び航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、の規定にかかわらず、□ B □ とする。

再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前 □ C □ を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

	A	B	C
1	3年	10年	3箇月以上6箇月
2	3年	無期限	1箇月以上3箇月
3	5年	10年	1箇月以上3箇月
4	5年	無期限	3箇月以上6箇月

A - 3 無線電話による通信を行う船舶局が、その送信装置及び受信装置に新たにデジタル選択呼出通信用のF1B電波2,177.5kHz、2,187.5kHz及び4,2107.5kHz等の周波数を装備し、また、デジタル選択呼出装置を設置して当該装置による通信を行おうとする場合、免許人はどうしなければならないか、電波法（第17条及び第19条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の目的の変更、無線設備の変更の工事及び無線設備の設置場所の変更を行うことについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 総務大臣に対し識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間の指定の変更を申請するとともに、無線局の目的の変更及び無線設備の変更の工事をすることについてあらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 総務大臣に対し識別信号、電波の型式及び周波数並びに空中線電力の指定の変更を申請するとともに、無線設備の変更の工事をすることについてあらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 総務大臣に対し識別信号、電波の型式及び周波数並びに空中線電力の指定の変更を申請するとともに、無線設備の変更の工事をを行った後、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A - 4 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法（第28条及び第29条）の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の □ A □ 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。  
受信設備は、その副次的に発する □ B □ が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

- | A                      | B         |
|------------------------|-----------|
| 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度     | 電波又は高周波電流 |
| 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度     | 電波        |
| 3 周波数及び空中線電力の偏差、高調波の強度 | 電波又は高周波電流 |
| 4 周波数及び空中線電力の偏差、高調波の強度 | 電波        |

A - 5 次の記述は、義務船舶局の無線電話について、無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 □ A □ を使用するものの空中線は、 □ B □ に設置されたものでなければならない。  
の無線電話は、 □ C □ において通信できるものでなければならない。

- | A                | B            | C             |
|------------------|--------------|---------------|
| 1 F3E電波156.8MHz  | 船舶のできる限り上部   | 航海船橋          |
| 2 F3E電波156.8MHz  | できる限り航海船橋の近く | 通信室及び通常操船する場所 |
| 3 A3E電波27,524kHz | 船舶のできる限り上部   | 通信室及び通常操船する場所 |
| 4 A3E電波27,524kHz | できる限り航海船橋の近く | 航海船橋          |

A - 6 主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 主任無線従事者は、第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 無線局（アマチュア無線局及び総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モ - ルス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。
- 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

- 7 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。 □内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、 □ A □ 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を妨害するような □ B □ を与えないように運用しなければならない。ただし、 □ C □ については、この限りでない。

- | A       | B        | C                    |
|---------|----------|----------------------|
| 1 気象業務  | 混信       | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |
| 2 気象業務  | 混信その他の妨害 | 遭難通信                 |
| 3 他の無線局 | 混信       | 遭難通信                 |
| 4 他の無線局 | 混信その他の妨害 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |

A - 8 次の記述は、無線局の運用について、電波法（第57条及び第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- (1) □A□ を行うために運用するとき。  
 (2) □B□ を運用するとき。

実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を □C□ 。

A	B	C
1 無線設備の機器の試験又は調整	実験無線局	使用してはならない
2 無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる
3 至近距離にある無線局と通信	実験無線局	使用することができる
4 至近距離にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない

A - 9 業務用語に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 無線電話通信の業務用語には、無線局運用規則別表第4号（無線電話通信の略語）に定める略語を使用するものとする。
- 無線電話通信においては、無線局運用規則別表第4号（無線電話通信の略語）に定める略語と同意義の他の語辞を使用してはならない。ただし、同規則別表第2号（無線電信通信の略符号）に定める略符号のうち「QRT」<sub>レ</sub>、「QUM」<sub>レ</sub>、「QUZ」<sub>レ</sub>、「DDD」<sub>レ</sub>、「SOS」<sub>レ</sub>、「TTT」及び「XXX」の使用を妨げない。
- 海上移動業務又は航空移動業務の無線電話通信において固有の名称、略符号、数字、つづりの複雑な語辞等を一字ずつ区切って送信する場合及び航空移動業務の航空交通管制に関する無線電話通信において数字を送信する場合は、無線局運用規則別表第5号（通話表）に定める通話表を使用しなければならない。
- 海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線電話による国際通信においては、なるべく国際海事機関が定める標準海事航海用語を使用するものとする。
- 航空移動業務及び航空移動衛星業務の無線電話による国際通信においては、なるべく国際民間航空機関が定める略語及び符号を使用するものとする。

A - 10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信において、通常通信電波を使用して呼出し及び応答を行う場合の送信事項を無線局運用規則（第14条、第18条、第20条、第23条及び第58条の11並びに別表第4号）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、応答に際して直ちに通報を受信しようとするものとする。

呼出しを行う場合の送信事項

- (1) 相手局の呼出名称 □A□  
 (2) こちらは 1回  
 (3) 自局の呼出名称 □B□  
 (4) どうぞ

応答する場合の送信事項

- (1) 相手局の呼出名称 □C□  
 (2) こちらは 1回  
 (3) 自局の呼出名称 □D□  
 (4) どうぞ

A	B	C	D
1 1回	1回	1回	1回
2 2回以下	2回以下	2回以下	2回以下
3 3回以下	1回	3回以下	1回
4 3回以下	3回以下	1回	1回
5 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下

A - 11 次の記述は、周波数等の使用区別について、無線局運用規則（第57条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海上移動業務においては、呼出し、応答又は通報の送信は、特に指定する場合の外、別に告示する周波数等の使用区別によるものであって次に掲げる電波によって行わなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信については、この限りでない。

- (1) 呼出しには、相手局の聴守する周波数の電波（海岸局の聴守する周波数の電波が156.8MHzの周波数の電波及びこれに必ずる通常通信電波である場合において、呼出しを行う船舶局が当該通常通信電波の指定を受けているときは、原則として、□A）
- (2) 応答には、呼出しに使用された周波数に応じ、相手局の聴守する周波数の電波。ただし、相手局から応答すべき周波数の電波の指示があった場合は、その電波による。
- (3) 通報の送信には、呼出し又は応答に使用された周波数に応じ、当該無線局に指定されている□B。ただし、呼出し又は応答の際に他の周波数の電波の使用を協定した場合は、その電波による。

A	B
1 当該通常通信電波	適宜の電波
2 当該通常通信電波	通常通信電波
3 156.8MHzの周波数の電波	適宜の電波
4 156.8MHzの周波数の電波	通常通信電波

A - 12 次の記述は、聴守義務について、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定の内容について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であってF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは□A、F2B電波156.525MHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

船舶局であってF3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けているもの（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は□B、156.65MHz及び156.8MHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により□Cを備えるものは、F1B電波518kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるときは常時、F1B電波424kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるときは常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

A	B	C
1 常時	常時	デジタル選択呼出専用受信機
2 常時	その船舶が海上交通安全法第1条第2項の規定による同法を適用する海域及び港則法第3条第2項に規定する特定港の区域を航行中常時	ナブテックス受信機
3 その運用義務時間中常時	常時	ナブテックス受信機
4 その運用義務時間中常時	その船舶が海上交通安全法第1条第2項の規定による同法を適用する海域及び港則法第3条第2項に規定する特定港の区域を航行中常時	デジタル選択呼出専用受信機

A - 13 遭難通信を行う場合の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで）及び無線局運用規則（第71条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 遭難通信は、免許状に記載された通信の相手方及び通信事項の範囲を超えて行ってはならない。
- 2 遭難通信を行う場合の空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であって通信を行うため必要最小のものでなければならない。
- 3 遭難通信は、免許状に記載された呼出符号又は呼出名称によって行わなければならない。
- 4 遭難通信は、免許状に記載された電波の型式及び周波数によって行わなければならない。
- 5 船舶局における遭難呼出し又は遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行ってはならない。

A - 14 次の記述は、航空局等における遭難通信及び緊急通信について、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局（以下「航空局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、□A、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Bを直ちに中止しなければならない。

航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって緊急通信を取り扱わなければならない。

航空局等は、緊急信号又は第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□C継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 他は一切の無線通信に優先して	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）
2 他は一切の無線通信に優先して	現に行っている無線通信	終了するまでの間
3 現に通信中の場合を除き	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	終了するまでの間
4 現に通信中の場合を除き	現に行っている無線通信	自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）

A - 15 次の記述は、海上移動業務における遭難通報の送信について、無線局運用規則（第77条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

(1) 「メーデー」又は「遭難」

(2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別

(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、□A並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項

の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの□Bで示す距離によって表すことができる。

A	B
1 遭難の種類及び状況	磁方位及びキロメートル
2 遭難の種類及び状況	真方位及び海里
3 遭難の状況	磁方位及びキロメートル
4 遭難の状況	真方位及び海里

A - 16 次の記述のうち、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置として無線局運用規則（第81条の7）に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は捜索救助用レーダートランスポンダの通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 5 海岸局は、遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A - 17 次の記述は、違反の通告について、国際電気通信連合憲章（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

構成国は、第6条（連合の文書の実施）の規定の適用を容易にするため、□A□に対する違反に関し、□B□することを約束する。

- | A                | B                 |
|------------------|-------------------|
| 1 この憲章及び条約       | 相互に通報し、必要な場合には、援助 |
| 2 この憲章及び条約       | 迅速に処理             |
| 3 この憲章、条約、及び業務規則 | 相互に通報し、必要な場合には、援助 |
| 4 この憲章、条約、及び業務規則 | 迅速に処理             |

A - 18 次に掲げるもののうち、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、臨時に検査させることがあるのはどれか、電波法（第73条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 船舶局の免許人から主たる停泊港を変更した旨の届出があったとき。
- 2 検査の結果について指示を受けた無線局の免許人から、指示に対する措置について報告があったとき。
- 3 運用の停止を命じられた無線局から運用を開始したい旨の申出があったとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- 5 無線局の運用を1箇月以上休止する旨の届出があった免許人から運用を再開する旨の申出があったとき。

A - 19 次に掲げるもののうち、船舶局の免許人が電波法（第80条）の規定により総務大臣に報告しなければならないのはどれか、該当するものを下の番号から選べ。

- 1 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 2 外国の主管庁から電波の規正について通知を受け、必要な措置をしたとき。
- 3 外国の寄港地において当該国の主管庁による検査を受けたとき。
- 4 電波法施行規則第37条（目的外通信等）に規定する通信を行ったとき。

A - 20 時計及び業務書類の備付けに関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類については、同一の免許人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 2 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 3 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるものについては、備付けを省略することができる。
- 4 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。

B - 1 次の記述は、変更検査について、電波法（第18条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

第17条（変更等の許可）第1項の規定により□アの変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は変更工事の結果が□イに適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2（点検事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る□ウの結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その□エを省略することができる。

の規定に違反して無線設備を運用した者は、□オに処する。

- |                       |             |              |
|-----------------------|-------------|--------------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項      | 2 50万円以下の罰金 | 3 同条同項の許可の内容 |
| 4 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 5 無線設備の設置場所 | 6 点検         |
| 7 第3章の技術基準            | 8 全部        | 9 一部         |
| 10 工事                 |             |              |

B - 2 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法（第52条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された□ア又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (2) 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に□イに緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (3) 安全通信（船舶又は航空機の□ウするために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (4) 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□エを利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）
- (5) □オの受信
- (6) その他総務省令で定める通信

- |                             |        |                 |
|-----------------------------|--------|-----------------|
| 1 陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合 | 2 目的   | 3 電波の型式及び周波数    |
| 4 航行に対する重大な危険を予防            | 5 有線通信 | 6 安全かつ効率的な運航を確保 |
| 7 陥るおそれがある場合                | 8 放送   | 9 電気通信業務の通信     |
| 10 気象通報                     |        |                 |

B - 3 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定により、国際航海に従事する船舶の義務船舶局に備え付けておかなければならないものを1、備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ その船舶の所有者、用途、総トン数、航行区域、主たる停泊港又は信号符字の変更に伴う届書の写し
- ウ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
- オ 海上における人命の安全のための国際条約

B - 4 次の記述は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書（第 1 章第 16 規則）に規定する無線通信要員の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、□アに関する無線通信について□イを有する要員を乗組ませる。当該要員は無線通信規則に定める□ウを有し、場合に応じ、そのうちの一人は、□エ、無線通信について□オを有する者として指名される。

- |          |         |          |             |          |
|----------|---------|----------|-------------|----------|
| 1 資格     | 2 船舶の航行 | 3 第一の責任  | 4 知識及び技能    | 5 証明書    |
| 6 遭難及び安全 | 7 遭難した際 | 8 船舶の航行中 | 9 無線通信業務の経験 | 10 絶対の権限 |

B - 5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 38 条）及び無線従事者規則（第 49 条及び第 51 条）の規定に照らし正しいものを 1、誤っているものを 2 として解答せよ。

- ア 第 2 級総合無線通信士の資格を有する無線従事者が氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- イ 無線従事者は、国籍を変更したとき又は本籍の都道府県名に変更があったときは、申請書に免許証及びその事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
- ウ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から 10 日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- エ 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- オ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から 1 箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。